

市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付要綱を廃止する要綱

市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付要綱(平成28年4月1日施行)は、  
廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 廃止前の市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付要綱に基づく市川市街頭防犯カメラ設置費補助金の交付を受けた同要綱第2条第1号に規定する地域団体については、同要綱第9条及び第15条から第18条までの規定は、令和7年4月1日以後も、なおその効力を有する。